

第一回連盟杯争奪野球大会開催

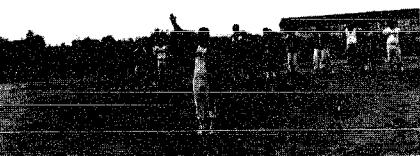
楽しかった村民サイクリング

第151号(4)

つ き が た

広 報

昭和57年6月10日発行



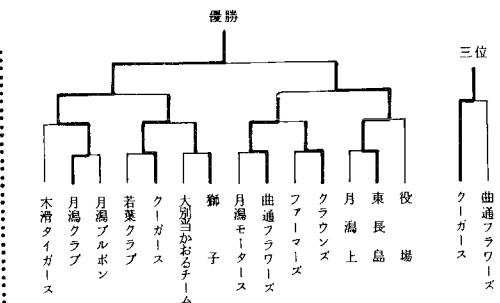
—選手宣誓する関本選手—

昨年の秋、野球爱好者にとって待望の野球场が完成しましたが、それを機に、村内の十四の野球チームが一つにまとまり、本村の野球振興を図ろうと、野球連盟が結成されました。

連盟初の事業として、五月十六日に野球场開きが実施され、続いて翌月二十三日より三週にわたり、野球场において、第一回連盟杯争奪野球大会が開催され、熱戦が展開されました。

結果は次のとおりでした。

優勝 月潟クラブ
準優勝 東長島チーム
三位 クーガース



去る五月二十三日、恒例の村民遠乗りサイクリングを実施いたしました。

サイクリングの日は晴れるとい

うジンクス通り、晴天に恵まれ

参加者も百名を越す大部隊となり

ました。目次は越前浜、田植え

の終えた蒲原平野を西へ西へとベ

タルを回し、向い風もなんのその

でも子供たちは、波の荒い中をズ

ポンをまくつて、アサリ取りに無

二時間半程で到着いたしました。

今日は、浜で地引き網を予定し

ていたのですが、波が荒く残念な

がら実施できませんでした。それ

でも子供たちは、波の荒い中をズ

ポンをまくつて、アサリ取りに無

中になつっていました。ハリ写真▽



お昼には、持参のおにぎりに、特製の大釜で煮た味噌汁を舌つづみ打ち、おやつにコンニャクが出など、サイクリングならではの楽しい一日となりました。

このサイクリングを実施するにあたり、協力下さいました自転車業組合員、交通安全指導員、体育指導委員の皆さま、本当にありがとうございました。おかげさまで

事故もなく、終えることができました。このサイクリングならではの楽しい一日となりました。

おこざいました。おかげさまで

活動に及ぼす影響を配慮することとなっています。以上改正点は昭和五十七年七月一日から施行され

ます。また、協力下さいました自転車業組合員、交通安全指導員、体育指導委員の皆さま、本当にありがとうございました。おかげさまで

事故もなく、終えることができました。このサイクリングを実施するに

おりましたので、御期待下さい。

つ き が た

広 報

昭和57年6月10日発行

騒音及び悪臭に関する規制が厳しくなります

歳時記



(一) 音響機器の使用の制限
規則の一部が改正され騒音、悪臭について次のように改正されます。
「深夜における飲食店営業等の騒音に関する規制」

新潟県公害防止条例、同施行規則の一部が改正され騒音、悪臭について次のように改正されます。

静穏の保持を必要とする区域と

静穏の保持が必要とする区域と

して規則で定める区域内（第一種、第二種区域）において、飲食店営業を営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間は、営業所において規則で定める音響機器（カラオケ装置、電気蓄音機、楽器、拡声装置）を使用し、又は使用させではないことのないようにしなければならない。但し音響機器から発生する音が営業所の外部に洩れない措置を講じた場合は、この限りでない。

(二) 利用者の責務
飲食店営業等の営業施設を利用する者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

(三) 規制地域
飲食店営業等の営業施設を利用する者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

(四) 規制の基準
規制基準の区分

区域の区分	許容の限度	
	特定工場等の敷地の境界線の地表における臭気の濃度	特定施設の煙突、その他の気体排出口から大気中に排出される臭気の濃度
第1種区域	臭気濃度 10	臭気濃度 1,000
第2種区域	〃 15	〃 2,000
第3種区域	〃 20	〃 3,000

(五) 濃度の測定方法
臭気の濃度の測定方法は、知事が定めて告示する。

(六) 規制地域の遵守義務
規制地域内において特定工場等を設置している者は、当該規制地域の基準を遵守しなければならない。

(七) 特定施設の届出
規制地域内において工場等に特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(八) 特定施設の設置の届出
規制地域内において工場等に特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(九) 特定施設の構造及び使用の方法
規制の配置図及び悪臭を処理し又は発生を防止するための施設を変更しようとするときは、知事に届け出なければならない。

(十) 改善勧告及び改善命令
特定施設の届出した者は、その施設を変更しようとするときは、知事に届け出なければならない。

(十一) 知事は、規制地域内に設置されている特定工場等から発生する臭気の濃度が規制基準に適合しないことにより、特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めることは、期限を定め、特定施設の構造、使用方法又は悪臭防止の方法の改善を勧告することがあります。勧告を受けた者が勧告に従わないとときは、一時使用停止を命ずることができる。

(十二) 小規模事業者に対する配慮
惡臭に係る特定施設の設置については、鶏舎、牛房の総面積が〇〇平方メートル、豚房の総面積が〇〇平方メートル未満のものは除かれます。又施設の改善勧告及び一時使用停止命令について事業季題です。